

# 外出自粛要請に関するQ&Aについて（群馬県）

○令和2年5月15日、第11回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づき、令和2年5月16日から県内の社会経済活動を段階的に再開していくことが決定しました。

○基本的には、外出自粛要請は解除としますが、不要不急の外出は最小限にするとともに、3密となるリスクの高い場所や都道府県をまたぐ移動は、引き続き自粛をお願いします。

○県民の皆様へは、基本的には「ステイホーム」「ステイぐんま」を第一に考えていただき、その上で、外出しなければならない場合について、県民の皆様に参加していただくための考え方を、Q&A形式でお示しします。

5/20時点

| 1 病院や診療所への通院等について |  |
|-------------------|--|
| Q1                | 病院や診療所に通院することは制限されますか。   |
| A1                | 病院や診療所に行くのを制限するものではありません。ただし、病院や診療所によっては診療時間が変更されている場合もありますので、受診前に電話等で確認するとともに、熱などがあるときには症状を伝えて受診の相談をするようにしてください。通院の際には必ずマスクを着用するとともに、病院等の入口などに設置してある手指消毒液で手指衛生を行いましょう。  |
| Q2                | 病院や薬局に行かなくても、お薬はもらえますか。  |
| A2                | 高血圧や糖尿病といった慢性的な疾患をお持ちの方で、定期的にお薬の処方を受けている方については、特例的に病院や薬局に行かなくても薬をもらえるケースがありますので、詳しくは、かかりつけの医療機関及び薬局にご相談ください。   |
| Q3                | 献血に行ってもよいですか。  |
| A3                | 本県では、成分献血を含め、毎日約300人の献血協力が必要となりますが、各種イベントの中止や延期により、イベント会場等で実施予定であった献血が中止となるなど、献血血液（特に赤血球製剤）の確保が難しい状況になっております。日本赤十字社では、業務に従事する職員の体温測定を行うなど健康管理の徹底や、献血予約の推進、手指消毒など感染防止対策を講じた上で献血を実施しておりますので、是非、献血へのご協力をお願いします。なお、献血ルームへお越しいただく際にはマスクの着用や、混雑を避けるため、あらかじめ電話予約を行うことなどをお勧めしております。また、発熱や体調不良があるときは、献血ルームへの入場はお控えください。 |

|              |  |
|--------------|--|
| 2 外出自粛要請について |  |
| Q1           | 食料品を買うためスーパーや大型商業施設に行ってもよいですか。   |
| A1           | 食料品などの生活必需品を買うために、スーパーや商業施設に行くことは可能ですが、混雑を避け、レジ等に並ぶ際には前の人と距離を取るなど、「新しい生活様式」の徹底をお願いします。   |
| Q2           | 食事のために飲食店、料理店へは行ってもよいですか。  |
| A2           | 飲食店に行くことは可能ですが、お出かけの際は混雑する時間を避ける、できるだけ他の客との距離を取るなど、「新しい生活様式」の徹底をお願いします。  |
| Q3           | 銀行に行ってもよいですか。また、ATMも使用の制限等がかかることはありますか。  |
| A3           | 銀行に行って預金の払い出しなど必要な手続きを行うことは、可能ですが、並ぶ際には前の人と距離を取るなど、「新しい生活様式」を徹底するとともに、ATMを操作した後は手洗い、手指消毒をするなど感染症対策をお願いします。   |
| Q4           | 理髪店や美容院に行ってもよいですか。   |
| A4           | 私たちの生活に不可欠な理髪店や美容院に行くことは問題ありません。可能であれば事前予約して利用するなど、施設での待合の時間を短くする工夫をお願いします。<br>理髪店や美容院は、法令等に基づく衛生措置の基準により従業員の健康チェック、手指や使用器具等の洗浄消毒、換気の実施等の感染対策を徹底することとされています。<br>なお、発熱や体調不良がある場合は、利用を控えてください。                     |
| Q5           | 都道府県をまたいでの移動は可能ですか。  |
| A5           | 都道府県をまたいでの移動は、仕事、帰省、旅行などの理由を問わず、控えるようにしてください。  |
| Q6           | 公共交通機関を利用せざるを得ないが、注意すべきことはありますか。   |
| A6           | 駅等の施設や車両内において、利用者間で感染が生じないように、次のことに注意していただく必要があり、<br>例えば、<br>① 可能であれば、混雑しない時間帯に利用していただくこと<br>② 利用時にはマスクの着用をし、降車後に手洗い、手指消毒を行うこと<br>③ 乗車人数が多くない場合には、利用客間の席を離して座ること<br>④ 窓が開く場合には、空調の妨げにならない程度開けておくこと<br>などが考えられます。 |
| Q7           | 多くの人に触る手すりやエレベーターのボタンなどからの感染を防ぐにはどうしたらよいですか。   |
| A7           | 施設の共用部分を利用した後は、目、鼻、口には触れず、こまめな手洗いや手指消毒をお願いします。   |

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 3 高齢者施設、介護老人保健施設等について    |   |
| ○ 高齢者向け（介護保険）サービスの利用について |   |
| Q1                       | 困った時は、どこに相談すればよいですか。  |
| A1                       | 市町村の介護保険窓口や居宅介護支援（ケアマネ）事業所が利用できます。電話やメール等でご相談ください。なお、発熱や体調不良がある場合は、外出を見合わせてください。  |
| Q2                       | 通所系・短期入所系の介護保険サービス事業所は利用できますか。  |
| A2                       | 利用できます。ただし、発熱や体調不良がある場合には、利用を見合わせ、各事業所又は居宅介護支援（ケアマネ）事業所に、ご相談ください。   |
| Q3                       | 特別養護老人ホーム（介護老人保健施設）に入所している家族に面会したいのですが。   |
| A3                       | 感染防止のため、多くの施設で面会の制限をお願いしております。各施設の指示に従っていただきますようお願いいたします。   |
| Q4                       | 高齢者向けの訪問系サービス（訪問介護、訪問看護等）の利用はできますか。   |
| A4                       | 利用できます。ただし、発熱や体調不良がある場合は、利用する前に、各事業所又は居宅介護支援（ケアマネ）事業所に、ご相談ください。   |
| ○ 高齢者関係の事業者様へ            |   |
| Q1                       | 通所系の介護保険サービス事業所は、運営を自粛した方がよいですか。  |
| A1                       | 事業所が提供するサービスは、利用者の方々やそのご家族の生活を継続する上で欠かせないため、十分な感染防止対策を行った上で、引き続きサービスの提供をお願いします。   |
| Q2                       | 通所系の介護保険サービス事業所において、共有スペースでの活動を行ってもよいですか。   |
| A2                       | 事業所においては、利用者の廃用症候群防止やA D L維持等の観点から、一定の活動やリハビリテーションを行うことは重要です。一方で、感染拡大防止の観点では「3つの密」を避ける必要があることから、共有スペースでの活動を行う際は、次のことに留意してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の実施に当たっては、可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。</li> <li>・定期的に換気を行う。</li> <li>・利用者同士の距離について、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。</li> <li>・声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用することを考慮する。</li> <li>・清掃を徹底し、共有物（手すり等）については必要に応じて消毒を行う。</li> <li>・職員、利用者ともに手洗い、手指消毒の励行を徹底する。</li> </ul> |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| ○ 障害児（者）向けサービスの利用について |   |
| Q1                    | 困った時は、どこに相談すればよいですか。  |
| A1                    | 市町村窓口や相談支援事業所をご利用いただけます。電話やメールでの相談、必要な時には、面談もできます。<br>ただし、発熱や体調不良がある場合は、外出を見合わせてください。   |
| Q2                    | 通所系・短期入所系の障害福祉サービス事業所は利用できますか。  |
| A2                    | ご利用いただけます。ただし、発熱や呼吸症状などの体調不良がある場合は、まずは、利用を見合わせ、医療機関にご相談いただくとともに、ご利用の事業所や担当の相談支援専門員に連絡してください。<br>また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時的に事業所が休所となる可能性もありますので、その際にはお住まいの市町村や担当の相談支援専門員にご相談ください。 |
| Q3                    | 障害者支援施設に入所している家族に面会したいのですが。   |
| A3                    | 感染防止のため、多くの施設で面会の制限をお願いしています。施設の指示に従っていただくようお願いします。   |
| Q4                    | 障害者向けの訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護）の利用はできますか。  |
| A4                    | ご利用いただけます。ただし、発熱や呼吸症状などの体調不良がある場合は、医療機関にご相談いただくとともに、事前にご利用の事業所に連絡してください。<br>また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時的に事業所が休所となる可能性もありますので、その際にはお住まいの市町村や担当の相談支援専門員にご相談ください。                     |
| Q5                    | 障害者向けの移動・外出支援サービス（同行援護、行動援護）の利用はできますか。  |
| A5                    | ご利用いただけます。ただし、不要・不急の外出は見合わせ、やむを得ず、外出が必要な場合には、マスクの着用など、ご配慮いただきますようお願いします。  |
| Q6                    | 学校が休校になりましたが、放課後等デイサービス事業所の利用はできますか。  |
| A6                    | ご利用いただけます。ただし、発熱や呼吸症状などの体調不良がある場合は、まずは、利用を見合わせ、医療機関にご相談いただくとともに、ご利用の事業所や担当の相談支援専門員に連絡してください。<br>また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時的に事業所が休所となる可能性もありますので、その際にはお住まいの市町村や担当の相談支援専門員にご相談ください。 |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| ○ 障害児（者）関係の事業者様へ      |  |
| Q1                    | 通所系の障害福祉サービス事業所は、運営を自粛した方がよいですか。   |
| A1                    | 事業所が提供するサービスは、利用者の方々やそのご家族の生活を継続する上で欠かせないため、十分な感染防止対策を行った上で、引き続きサービスの提供をお願いします。  |
| Q2                    | 通所系の障害福祉サービス事業所において、共有スペースでの活動を行ってもよいですか。  |
| A2                    | <p>事業所においては、利用者の廃用症候群防止やA D L維持等の観点から、一定の活動やリハビリテーションを行うことは重要です。一方で、感染拡大防止の観点では「3つの密」を避ける必要があることから、共有スペースでの活動を行う際は、次のことに留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の実施に当たっては、可能な限り同じ時間帯、同じ場所での実施人数を減らす。</li> <li>・定期的に換気を行う。</li> <li>・利用者同士の距離について、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離を保つ。</li> <li>・声を出す機会を最小限にすることや、声を出す機会が多い場合は咳エチケットに準じてマスクを着用することを考慮する。</li> <li>・清掃を徹底し、共有物（手すり等）については必要に応じて消毒を行う。</li> <li>・職員、利用者ともに手洗い、手指消毒の励行を徹底する。</li> </ul> |
| Q3                    | 放課後等デイサービス等において屋外活動を実施してよいですか。   |
| A3                    | <p>利用者のために必要な場合には、屋外活動の実施も可能です。</p> <p>ただし、感染拡大防止の観点から「3つの密」を避けるとともに、職員、利用者ともに活動前後及び活動中の手洗い、手指消毒の励行を徹底してください。</p>  |
| 4 県立学校の休校、休校中の行動等について |  |
| Q1                    | 県立学校（高等学校、中等教育学校、特別支援学校）では、どのように対応していますか。  |
| A1                    | 県立学校では、子供たちを学校における感染の危機から守り、家族等への感染の拡大の防止を図るとともに、学校で集団感染が発生した場合の、医療機関への影響を考慮して、5月31日まで臨時休業としています。  |
| Q2                    | 学校休業中に登校日を設けることは、感染の危険性があるのではないですか。  |
| A2                    | <p>登校日等の実施については、臨時休業の趣旨や地域における感染拡大の状況等を踏まえた上で、各学校の設置者において判断していただくものです。</p> <p>登校日を設ける場合には、国や県が示したガイドラインに沿った感染拡大防止のための防護措置等を講じていただいた上での実施となります。</p> <p>県立学校においては、臨時休業中は登校日を設けないこととしています。</p>  |

|                  |  |
|------------------|--|
| Q3               | 学校が臨時休業で児童生徒が外出したら効果がないのではないですか。   |
| A3               | <p>臨時休業を行うに当たっては、実効性を担保するため、国からの通知に基づき、児童生徒に対し、基本的に自宅で過ごすように指導するよう、市町村教育委員会に依頼しております。</p> <p>なお、健康のため、屋外での適度な運動をしたり散歩をしたりすること等を妨げるものではありません。各ご家庭においても児童生徒にたいしては、現状を踏まえ適切なご指導をお願いします。</p> <p>県立学校においては、臨時休業の趣旨を改めて生徒・保護者に周知し、不要不急の外出や他県への往来を控えるとともに、人の多く集まる場所や、集団感染が発生する3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人の密集、近距離での会話や発声）が重なる場所を避けるよう指導しています。</p> |
| Q4               | 県立学校（高等学校、中等教育学校、特別支援学校）の臨時休業中の学習はどうするのですか。  |
| A4               | <p>登校の機会を設定して、課題を課したり、学習状況を確認したりするなどして、必要な学習支援を行っています。</p> <p>また、一人一人への課題の提供に加えて、オンラインによる学習支援を行います。県教育委員会では、各学校での指導にも活用できる学習支援動画を作成し、県総合教育センターのWebページに掲載しています。</p>   |
| Q5               | 県立学校（高等学校、中等教育学校、特別支援学校）の部活動は行ってもよいのですか。   |
| A5               | 臨時休業中は自粛としています。  |
| 5 子育て支援・児童虐待について |  |
| Q1               | 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等は利用できますか。  |
| A1               | <p>感染拡大防止のため、仕事を休んでいることが可能な場合は、利用を控えていただくようお願いします。</p> <p>なお、保護者が働いていて、家に一人であることができない年齢の子どもが過ごす場であることから、国では原則、開所するよう要請しています。本県においても医療、交通、金融、社会福祉等の社会機能を維持するためのサービスに従事している保護者のために引き続き開所をお願いしたいと考えます。</p>  |
| Q2               | 子どもが家にいる時間が長くなることで保護者が子育てに悩んだ場合、どこに相談すればよいですか。   |
| A2               | 中央児童相談所の「こどもホットライン24」で相談をお受けしています。電話やメール、LINEにより相談ができます。   |
| Q3               | 子どもが家にいる時間が長くなることで保護者のストレスが高まり、児童虐待が疑われる家庭が増えるのではないですか。  |
| A3               | 心配な家庭があれば、お住まいの市町村（児童福祉担当課）や189（児童相談所全国共通ダイヤル）にご連絡ください。  |



|               |   |
|---------------|---|
| Q4            | 妊娠しているかもしれない、思いがけない妊娠で悩んでいる場合、どこに相談したらよいですか。  |
| A4            | ぐんま妊娠SOSで相談をお受けしています。電話やメールでの相談が可能です。   |
| Q5            | 思春期から更年期まで女性ならではの心身の相談、妊娠・出産・子育てに関して、どこに相談したらよいですか。   |
| A5            | 女性健康支援センターや、お住まいの市町村保健センターで相談をお受けしています。電話による相談が可能です。  |
| 6 「適度な運動」について |   |
| Q1            | 「適度な運動」としての散歩やジョギング、犬の散歩などは推奨されているが、外で行うスポーツは行ってもよいですか。   |
| A1            | 運動不足やストレスを解消するために運動の機会を確保することも大切であると考えられており、日常的な運動（散歩、ジョギングなど）や犬の散歩など、屋外の安全な環境の下で行っていただきたいと考えます。<br>ただし、なるべく人との接触を避け、特に一度に大人数が集まって人が密集する運動とならないよう注意する必要があります。 |
| Q2            | 公園に行ってもよいですか。   |
| A2            | 気分転換や運動不足を解消するために公園に行くことは可能です。ただし、多くの人が集まって行うスポーツや人と接近しての会話は避けてください。また、公園の遊具等を使用した後は手洗い、手指消毒を徹底するようお願いします。  |
| Q3            | 屋内でのストレッチやラジオ体操など軽い運動はしてもよいですか。   |
| A3            | 「3つの密」を避けた自粛生活では、気付かぬうちに筋力が弱るなどにより、特に高齢の方などはフレイル（虚弱）が進んでいきます。屋内でもストレッチやラジオ体操など軽い運動、家の中の掃除など、できるだけ体を動かすよう心がけましょう。  |
| Q4            | 学校が休業ということもあり、子どもが運動不足になっています。運動不足を解消する方法はありませんか。   |
| A4            | 県では体力向上につながる運動の動画をツルノスや群馬テレビで配信しています。こうした資料等を活用しながら、家庭でも簡単にできる運動を行っていただきたいと思っています。  |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 7 事業者向け           |   |
| Q1                | <p>事業者に求められる感染防止対策としてはどのようなことが考えられますか。</p>  |
| A1                | <p>① 病み上がりの方、体調不良気味の方、発熱など風邪の症状がある方には利用を遠慮していただく</p> <p>② 利用客が多くない場合に利用客間の席を離す</p> <p>③ 利用客が接触・接近しないようにするための入場整理及び入場制限</p> <p>④ 手指消毒液の設置・マスクの着用等の周知</p> <p>⑤ 利用客が施設内で発症した場合にあらかじめ備える（事案発生時の対応、事後の施設の消毒など）</p> <p>などが考えられます。</p> <p>また、それぞれの業界、事業者の皆様において、上記の内容等を盛り込んだ感染防止対策ガイドラインを作成し、徹底していただく必要があります。</p>  |
| Q2                | <p>現在、自社にはテレワークなどの勤務形態はありません。感染リスクを減らすためにテレワークを導入したいと考えていますが、何をどこから始めたらいいかわかりません。どこに相談したらよいですか。</p>   |
| A2                | <p>テレワークなどの在宅勤務は感染防止に有効です。全部の業務が無理でも、一部の業務をテレワークに切り替える、交代勤務にして一度に集まる人数を減らす、などの感染のリスクを減らすことはできます。テレワークの導入や助成制度については、厚生労働省や総務省で、相談窓口を設けていますので、相談してください。</p> <p>なお、群馬県でもテレワーク導入動画を作成し、県HPで公開していますのでご覧ください。</p> <p>※厚生労働省テレワーク相談センター <a href="https://www.tw-sodan.jp/">https://www.tw-sodan.jp/</a> 0120-91-6479</p> <p>※総務省 テレワークマネージャー派遣事業 <a href="https://www.nttdata-strategy.com/r01telework/">https://www.nttdata-strategy.com/r01telework/</a></p> <p>※群馬県 テレワーク導入支援動画 <a href="https://www.pref.gunma.jp/06/g22g_00161.html">https://www.pref.gunma.jp/06/g22g_00161.html</a></p> |
| 8 県の施設や各種行政手続について |   |
| Q1                | <p>県の施設の利用はできますか。</p>   |
| A1                | <p>感染拡大防止の観点から休業等の対応をとっている県の施設が多数あります。不要不急の外出を控えていただくことが原則ですが、必要があって県の施設を利用したい場合は、あらかじめ県ホームページ等で休業状況をご確認の上、施設までお越しく下さい。</p> <p>【県ホームページ（新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る県施設の休業）】</p> <p><a href="https://www.pref.gunma.jp/07/z87g_00010.html">https://www.pref.gunma.jp/07/z87g_00010.html</a></p> <p>なお、市町村立の施設は、各市町村にお問合せください。</p>   |



|    |  |
|----|--|
| Q2 | 緊急事態宣言の対象となった地域から県内へ転居した場合に、2週間自宅待機することとした場合、住民票の転入届を14日以内に市町村に提出することができないが問題ないですか。  |
| A2 | <p>転入の届出は、事由が生じた日から14日以内に行わなければならない、正当な理由なく14日を経過した場合には、5万円以下の過料の対象となります。</p> <p>しかし、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に伴う諸情勢等に鑑み、当分の間は「正当な理由」があったものとみなされますので、過料の対象にはなりません。</p> <p>なお、届出の際は、混雑する時期を避ける、できるだけ他の来庁者と距離を取るなど、「3つの密」を避けるよう工夫してください。</p>   |
| Q3 | 納税するための外出や、納税に関する相談・申請手続等は制限されますか。   |
| A3 | <p>従来と変わらず県税窓口は開設しています。</p> <p>また、新たな納税方法として、今年度からスマートフォンアプリ（LINE Pay、PayPay）による納税を導入しました。既に導入済のインターネットからのクレジットカード納税とあわせ、窓口にお越しいただくなくても、自宅から納税ができます。さらに、次の申請等の手続については郵送でも受け付けていますので、まずは最寄りの行政県税事務所にお問い合わせください。</p> <p>（群馬県ホームページの「TAXホームページ」もご覧ください。）</p> <p><b>【郵送での申請等が可能な手続】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合の徴収猶予の申請</li> <li>・自動車税（種別割）の身体障害者等に係る減免の申請</li> <li>・不動産取得税の住宅用土地等に係る軽減の申請</li> <li>・融資を受ける場合等に必要となる県税納税証明書の請求</li> </ul> |
| Q4 | 建築関係許可の申請書類、許認可等の相談について、各窓口へ行ってもよいですか。   |
| A4 | 窓口に来ることを制限するものではありませんが、可能な限り、申請書等は郵送にて行い、相談等はメール、FAX等の利用を推奨します。  |
| Q5 | 有償頒布行政資料は購入できますか。  |
| A5 | 購入することはできますが、発熱や体調不良の方の来庁はお控えください。有償頒布資料は、お近くの行政県税事務所でも購入することができます。  |
| Q6 | パブリックコメントは閲覧できますか。   |
| A6 | <p>来庁して閲覧していただくことはできますが、群馬県ホームページでも公開しておりますので、なるべくホームページをご覧ください。</p> <p><a href="https://www.pref.gunma.jp/07/bj0100009.html">https://www.pref.gunma.jp/07/bj0100009.html</a></p>  |

|       |  |
|-------|--|
| 9 その他 |  |
| Q1    | <p>自宅で過ごす場合の換気は、24時間換気（シックハウス換気）をしていれば十分ですか。</p>   |
| A1    | <p>「24時間換気（シックハウス換気）」が適切にされている住宅では通常1時間に部屋の半分以上の空気が入れ替わるようになっていますが、新型コロナウイルスに関しては、どの程度の換気が十分であるのかを確立したものがいないため、まだ必要な換気量の計算を行うことができません。</p> <p>したがって、窓の開放による方法（30分に一回以上、数分間程度、窓を全開する等。）を併用されることを推奨します。なお、ご自宅の換気設備の詳細については、設計をされた建築士又は施工をした建設業者に相談をしてください。</p> <p>《参考》</p> <p>○厚生労働省「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法<br/> <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf</a></p> <p>○日本建築学会 新型コロナウイルス感染症制御における「換気」に関して（会長緊急談話）<br/> <a href="https://www.aij.or.jp/jpn/databox/2020/200323.pdf">https://www.aij.or.jp/jpn/databox/2020/200323.pdf</a></p> <p>○日本建築学会 新型コロナウイルス感染症制御における「換気」に関して「換気」に関するQ&amp;A<br/> <a href="https://www.aij.or.jp/jpn/databox/2020/200323.pdf">https://www.aij.or.jp/jpn/databox/2020/200323.pdf</a></p> |
| Q2    | <p>統計調査は実施されますか。</p>   |
| A2    | <p>県では、国から受託して統計調査を実施しており、多くの統計調査で調査員が各家庭や事業所を訪問して、調査の説明、調査票の配布及び回収を行っています。現在行っている主な調査は、家計調査、労働力調査、毎月勤労統計調査があり、今年度に今後実施する調査として、工業統計調査、国勢調査があります。各統計調査員は感染症対策に留意して、場合によってはインターホン越しに会話するなどの対応を行います。</p> <p>また、調査によっては、回収時にインターネットや郵送を活用するなどにより、調査客体との接触時間を極力短くするようにして対応します。</p> <p>なお、総務省等において、国勢調査をはじめとした各調査の実施の在り方について対応案を検討中だと聞いておりますが、現時点では中止・休止することなく通常通り実施する予定です。</p>  |